

令和7年第1回定例会 （令和7年2月12日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月12日)	
出席議員	5
欠席議員	5
説明のための出席者	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会及び開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
企業長の一般報告	6
委員長報告	7
企業長提出議案の上程、説明	8
一般質問	20
砂川和也君	20
第1号議案に対する質疑、討論、採決	24
第2号議案に対する質疑、討論、採決	24
第3号議案に対する質疑、討論、採決	25
第4号議案に対する質疑、討論、採決	25
第5号議案に対する質疑、討論、採決	26
第6号議案に対する質疑、討論、採決	27
議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決	29
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	30
閉会の宣告	31

桶川北本水道企業団告示第1号

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月5日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1 日 時 令和7年2月12日(水) 午前9時00分

2 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議 事 日 程

令和7年2月12日

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 企業長の一般報告
- 4 委員長報告
- 5 企業長提出議案の上程、説明
- 6 一般質問
- 7 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第1号議案
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 - (2) 第2号議案
桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 第3号議案
桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 第4号議案
桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
 - (5) 第5号議案
令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
 - (6) 第6号議案
令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
- 8 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決
 - (1) 議提第1号議案
桶川北本水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

て

9 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

令和7年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

令和7年2月12日（水曜日）

○出席議員（10名）

1番	青野康子君	2番	高橋誠君
3番	榊萌美君	4番	砂川和也君
5番	小久保博雅君	6番	大嶋達巳君
7番	島野和夫君	8番	山中敏正君
9番	にいつま亮君	10番	岩崎隆志君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	小野克典君	副企業長	三宮幸雄君
事務局長	堀和行君	事務局次長兼施設課長	小菅勉君
副参事兼給水課長	渡邊健君	副参事兼浄水課長	内田賢一君
総務課長	山本隆君	業務課長	小島純子君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	鈴木裕司	書記	永井太
----	------	----	-----

午前 9時06分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（大嶋達巳君） 定足数に達しておりますので、令和7年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（大嶋達巳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△会議録署名議員の指名

○議長（大嶋達巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

2番 高 橋 誠 議員

3番 榊 萌 美 議員

の兩名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（大嶋達巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（大嶋達巳君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和7年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともにご多忙のところご参会いただきまして、深く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は、給水人口と配水量の推移に大きく影響されますが、令和7年1月末の給水人口は13万9,438人で、前年同期と比べ、467人減少となっております。

昨年4月から1月までの配水量は1,280万8,975立方メートル、前年同期比1万6,192立方メートル、0.1%増加しております。

料金収入であります有収水量は、工場用は増加しましたが、一般用、営業用、官公署等用及び臨時用が減少したことにより、1,173万3,837立方メートル、前年同期比9万846立方メートル、0.8%の減少となり、給水収益は前年度比で0.6%減少となりました。

次に、両市の防災訓練への参加について申し上げます。

昨年11月17日に北本市、本年1月26日に桶川市で実施した防災訓練に参加しました。当日は、給水タンク車と耐震管についても展示し、水道に関する冊子や非常用飲料水袋などを配布しました。市民の皆様には水の重要性を認識していただいたところでございます。

次に、ダイレクト型制限付き一般競争入札の状況について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに11件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の本年度の事業内訳は、桶川市内1件、北本市内5件の計6件で、更新距離744.4メートルとなり、全て今年度に完成する予定です。

以上をもちまして、当企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

△委員長報告

○議長（大嶋達巳君） 日程第4、委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長より行政視察の報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

砂川和也議員。

○議会運営委員会委員長（砂川和也君） それでは、議長の許可をいただきましたので、行政視察の報告を行います。

報告書の1ページをご覧くださいと思います。

1、実施期間 令和6年10月24日から25日。

2、調査地 宮城県気仙沼市ガス上下水道部及び宮城県石巻地方広域水道企業団でございます。

3、4、5につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

6、調査事項 宮城県気仙沼市ガス上下水道部で、1、事業概要について、2、東日本大震災の被災状況と復興事業について、次に、宮城県石巻地方広域水道企業団で、1、事業概要について、2、東日本大震災を経験しての準備及び対策について視察をさせていただきました。

なお、この詳細につきましては、お手元に配付してございます報告書をご覧くださいと思います。

以上で桶川北本水道企業団議会、水道事業行政視察調査結果の報告とさせていただきます。以上でございます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（大嶋達巳君） 日程第5、企業長提出議案を一括上程いたします。

第1号議案から第6号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

初めに、第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について申し上げます。

本案は、刑法の一部改正に伴い、罰則に係る規定を整理するものです。

次に、第2号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき、職員と同様に議員の特別給であります期末手当の支給割合を改定するものです。

次に、第3号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、第2号議案と同様に、正副企業長の期末手当の支給割合を改定するものです。

次に、第4号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、第5号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

第2条は、収益的収入において、雑収益が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正し、分担金が予定した額を下回る見込みとなったため減額補正するものです。

収益的支出においては、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費及び資産減耗費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正し、総係費及び消費税に不足が生じたので増額補正するものです。

第3条は、資本的収入において、分担金が予定した額を下回る見込みとなったため減額補正し、工事負担金が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正するものです。

資本的支出においては、建設改良費の配水設備改良費が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正し、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、事務費及び営業設備費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。

第4条は、継続費の総額及び年割額を変更するものです。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

第6条は、職員給与費が上回る見込みとなったため増額補正するものです。

次に、第6号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

令和7年度予算に当たりましては、物価上昇が続く厳しい状況の中、水道事業ビジョンの市民から信頼され続ける水道の基本方針に基づき、安全・強靱で将来にわたって持続する水道として、効率的で環境に配慮した水道施設の構築を目指して予算編成を行ったところです。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数は6万6,130件、年間総配水量は1,514万200立方メートル、1日平均配水量は4万1,480立方メートルです。

また、主要な建設改良事業として、石綿セメント管更新事業を6億3,094万6,000円としたところです。

第3条収益的収支では、収入は31億465万9,000円、前年度比0.60%増加、支出は29億8,815万5,000円、前年度比1.35%増加となりました。

収入においては、営業収益は減少しておりますが、営業外収益が増加となりました。支出においては、営業外費用は減少しておりますが、営業費用が増加しております。

第4条資本的収支では、収入は1億5,742万円、前年度比16.98%減少、支出は12億7,527万7,000円、前年度比7.00%減少となりました。

収入においては、関係市負担金及び補助金は増加しておりますが、工事負担金及び分担金が減少しております。

支出では、石綿セメント管更新事業費及び配水支管整備費は増加しておりますが、配水設備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、事務費、営業設備費及び企業債償還金は減少しております。

第5条は、一時借入金の限度額、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第7条は、他会計からの補助金、第8条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところです。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局で補足説明をいたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（大嶋達巳君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について申し上げます。

本案は、刑法等の一部改正に伴い、罰則に係る規定の整理を行うものでございます。

第1条は、桶川北本水道企業団個人情報保護法施行条例第4条中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第2条は、桶川北本水道企業団行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例第9条中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第3条は、桶川北本水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第6条中、「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第4条は、桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例第7条中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第2号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告等に基づき、職員と同様に令和6年度の議員の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、年間4.6月とするものでございます。

次に、第3号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、第2号議案と同様に、正副企業長の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、年間4.6月とするものでございます。

次に、第4号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的とした水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者について資格要件の見直し等がされることから、政令等を参酌し、所要の改正を行うものでございます。

主な見直しでございますが、布設工事監督者の資格要件としては、水道に関する技術上の実務経験が必要とされておりましたが、新たに工業水道、下水道、道路、河川における実務経験も認められることとなり、また学歴においては、従来の土木工学科以外にも新たに機械工学科または電気工学科が追加されることとなります。

次に、第5号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

初めに、1ページ、2ページにございます第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、2ページにございます第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的支出の不足額及び補填財源の一部に変更が生じておりますので、改めるものでございます。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額11億9,813万9,000円を9億1,138万2,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億51万1,000円を6,354万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金10億5,107万2,000円を6億3,227万7,000円に改め、新たに建設改良積立金1億6,900万円を加えるものでございます。

次に、3ページにまいりまして、第4条は、継続費として定めました江川調節池整備に伴う配水管布設工事で、事業費総額4億4,808万5,000円を4億3,000万円に減額し、それに併せて年割額を変更するものでございます。

次に、第5条は、債務負担行為をすることができる事項として、業務委託5件と物品購入1件の期間と限度額を定めたものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、(1)職員給与費でございますが、328万円増額し、3億3,591万4,000円とするものでございます。

次に、5ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

予算科目で款項目となっております目の項目で申し上げてまいります。

初めに、収益的収入及び支出になります。

まず、収入でございます。

1、営業収益の3、分担金でございますが、一般住宅の申込み件数が当初見込みよりも少なかったことにより1,078万円減額し、7,723万1,000円とするものでございます。

次に、2、営業外収益の4、雑収益でございますが、水道メーターの下取り評価額が当初見込みを上回ったことにより980万円増額し、1,328万9,000円とするものでございます。

水道事業収益の合計は30億8,527万1,000円になるところでございます。

次に、支出でございます。

1、営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や、動力費で電力単価及び使用量とも当初見込みを下回ったことによる不用額の発生により5,076万円減額し、11億9,720万3,000円とするものでございます。

次に、2、配水及び給水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や、舗装復旧費で工事の未発生による不用額の発生により1,272万4,000円減額し、4億2,469万2,000円とするものでございます。

次に、3、受託工事費でございますが、舗装本復旧が当初見込みを下回ったことによる不用額の発生により163万9,000円減額し、1,907万1,000円とするものでございます。

次に、6、総係費でございますが、人事異動及び給与表の改正による不足額の発生により292万増額し、1億6,047万8,000円とするものでございます。

次に、8、資産減耗費でございますが、工事の未発注による不用額の発生により117万円減額し、3,814万5,000円とするものでございます。

次に、営業外費用の2、消費税でございますが、令和6年度決算見込み結果に基づき、消費税が不足となるため、7,103万7,000円増額し、7,390万円とするものでございます。

水道事業費用の合計は29億5,446万9,000円になるところでございます。

次に、6ページにまいりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げてまいります。

同じく目の科目で申し上げてまいります。

3、工事負担金の1、工事負担金でございますが、江川調節池整備に伴う配水管布設工事で、新たに工事負担金が生じたので、1億7,800万円増額し、3億785万3,000円とするものでございます。

4、分担金の1、分担金でございますが、一般住宅の申込み件数が当初見込みよりも少なくなったことにより462万円減額し、3,309万9,000円とするものでございます。

資本的収入の合計は3億6,300万円になるところでございます。

次に、支出でございます。

1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生により440万円減額し、2億4,984万1,000円とするものでございます。

次に、2、配水設備費でございますが、要綱に基づく配水管布設工事の未発注等による不用額の発生により、1,346万4,000円減額し、5,278万7,000円とするものでございます。

次に、3、配水支管整備費でございますが、配水支管整備費と路面復旧費に不用額が生じたので、2,764万3,000円減額し、6,805万7,000円とするものでございます。

次に、4、工事請負費でございますが、予定していた土地区画整理事業に伴う配水管布設工事の未発生による不用額の発生等により2,200万円減額し、1億5,366万円とするものでございます。

次に、5、原浄水設備改良費でございますが、予定していた工事の未発注及び落札率による不用額の発生により2,900万円減額し、2億7,488万7,000円とするものでございます。

次に、6、配水設備改良費でございますが、江川調節池整備に伴う配水管布設工事の埼玉県及び桶川市に支払う負担金が発生したため、160万円増額し、3億259万5,000円とするものでございます。

次に、8、事務費でございますが、人事異動及び給与表の改正により、給与費が増額となりましたが、委託料で落札率による不用額の発生により74万円減額し、2,181万6,000円とするものでございます。

次に、9、営業設備費でございますが、量水器費で水道メーター購入単価が想定よりも低かったことと、備品購入費で落札率による不用額の発生により1,773万円減額し、8,768万3,000円とするものでございます。

資本的支出の合計は12億7,438万2,000円になるところでございます。

次に、7ページにまいりまして、継続費に関する調書でございますが、こちらは3ページの第4条継続費の補正後総額と年割額でございます。江川調節池整備に伴う配水管布設工事の年割額と財源の内訳をお示ししているものでございます。先ほど申し上げました、新たに生じた工事負担金が県負担金でございます。

次に、8ページの債務負担行為に関する調書でございますが、業務委託5件と物品購入1件の限度額と、令和7年度の支払義務発生予定額と財源について、収益的収入と定めたものでございます。

次に、9ページ、10ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、10ページの一番下でございます資金期末残高を22億224万6,000円と予定したところでございます。

次に、第6号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

お配りしております予算書と予算内訳書によりまして、それぞれ説明をさせていただきます。

予算書の1ページから2ページにかけては、先ほど企業長のほうで提案理由にて申し上げておりますので、若干文書について補足説明をさせていただきます。

2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11億1,785万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億619万7,000円、減債積立金2,509万円及び過年度分損益勘定留保資金9億8,657万円で補てんするという内容でございます。

第5条が、一時借入金の限度額、第6条が、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億3,395万8,000円、(2)交際費、こちらは企業長交際費及び議長交際費の合計で45万円でございます。

第7条が、他会計からの補助金といたしまして、児童手当の支給に要する経費として、桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰出しを受けているものでございます。

第8条が、たな卸資産購入限度額、水道メーター等の購入分でございますが、7,535万8,000円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、令和7年度の予算実施計画でございます。

款項目までの予算額が記載されております。

このページから7ページまでの資本的支出までにつきましては、予算内訳書によりまして説明させていただきたいと思っておりますので、内訳書のほうをご覧させていただきたいと思っております。

予算内訳書の1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入でございます。

1、水道事業収益、本年度予定額31億465万9,000円で、前年度と比較しまして1,840万8,000円の増加となっております。

続きまして、1、営業収益のほうから申し上げます。

以下、金額につきましては本年度予定額を、内容につきましては主なものを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1の給水収益26億6,023万1,000円、こちらは水道料金収入でございます。有収水量1,426万7,800立方メートル、単価169円50銭を見込んでおります。

次に、2、受託工事収益2,219万7,000円、こちらは給水工事箇所路面復旧費と、公共下水道工事に伴います給水管布設替えの収入及び手数料収入でございます。

次に、3の分担金8,177万4,000円、こちらは新規利用分の分担金でございます、営業収益といたしましては分担金収入の70%となっております。

次に、4の公共下水道負担金8,779万円でございますが、こちらは桶川市及び北本市からの下水道使用料の徴収事務負担金収入でございます。

次に、2ページにまいりまして、2の営業外収益2億4,972万7,000円でございますが、このうち長期前受金戻入が2億2,705万円で、営業外収益のほとんどが長期前受金戻入となっております。

次に、3ページにまいりまして、支出でございますが、1、水道事業費、本年度予定額29億8,815万5,000円で、前年度と比較しまして3,986万6,000円増加となっております。

こちら予算額の大きい主な項目を申し上げます。

初めに、1、営業費用の1、原水及び浄水費12億14万4,000円でございますが、浄水課職員5名と再任用職員1人の給与費といたしまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で4,535万円を予定しております。

次に、4ページにまいりまして、委託料1億315万8,000円でございますが、各浄配水場の管理委託や設備等の保守点検費用と水質検査費用となっております。

次に、修繕費3,741万8,000円でございますが、こちらは浄配水場設備の修繕工事を予定しております。

次に、動力費1億815万6,000円でございますが、各浄配水場、取水井、端末等の電気料金でございます。

次に、受水費8億8,787万2,000円でございますが、埼玉県営水道からの受水費用といたし

まして、受水量1,306万5,000立方メートル、単価につきましては61円78銭で、前年度と同単価でございます。

次に、2の配水及び給水費4億7,301万7,000円でございますが、施設課職員5名と給水課職員5名と再任用職員1名の給与費といたしまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で8,231万3,000円を予定しております。

次に、5ページにまいりまして、委託料1億1,849万7,000円でございますが、配水管の洗浄や漏水調査及び受付の委託費等を予定しております。

次に、修繕費2億2,701万2,000円でございますが、こちらは、主なところで配給水管等の漏水修理に1億3,599万5,000円、水道メーターの検定満期取替え費用に8,350万2,000円を予定しております。

次に、6ページにまいりまして、路面復旧費4,123万9,000円でございますが、主に漏水修理箇所の路面復旧費用でございます。

次に、3の受託工事費2,257万3,000円でございますが、給水課職員2名の給与費といたしまして、給料から法定福利費までの合計で1,187万7,000円を予定しております。

次に、7ページにまいりまして、工事請負費247万5,000円でございますが、公共下水道工事に伴う給水管の布設替え費用でございます。

次に、路面復旧費724万9,000円でございますが、給水取出し箇所の路面復旧費用となっておりまして、受託工事収益の給水工事収益にて収入を見込んでいます。

次に、4の業務費1億9,455万8,000円でございますが、業務課職員6名の給与費といたしまして、給料から法定福利費までの合計で5,058万3,000円を予定しております。

次に、通信運搬費1,761万円でございますが、主に水道料金の納入通知書等の郵送料でございます。

次に、委託料で1億2,186万4,000円でございますが、こちらは水道料金徴収に関する委託費用でございますが、主なところで、給水契約の受付から検針及び収納業務までを一括委託する水道料金等徴収関係業務委託7,980万7,000円、8ページにまいりまして、水道の開閉栓を行う使用開始・中止等業務委託1,501万円となっております。

次に、5の議会費625万3,000円でございますが、こちらは議会に要する費用といたしまして、議会議員の報酬、手当、旅費及び委託料等を予定させていただいております。

次に、6の総係費1億7,567万7,000円でございますが、初めに、それぞれ特別職の報酬と手当を見ております。次に、9ページにまいりまして、事務局及び総務課職員11名と再任用

職員3人の給与費といたしまして、給料から法定福利費までの合計で1億314万1,000円を予定しております。

次に、10ページにまいりまして、委託料1,808万5,000円でございますが、こちらは庁舎の管理費用や広報紙の配布費用を予定しております。

次に、11ページにまいりまして、退職手当負担金2,401万3,000円でございますが、こちらは埼玉県市町村総合事務組合に支払っております負担金でございます。

次に、12ページにまいりまして、7の減価償却費8億8,099万7,000円でございますが、こちらの大部分は配水管等の構築物が占めております。

次に、8の資産減耗費2,665万6,000円でございますが、こちらは固定資産除却費が2,495万9,000円で、主に配水管等の除却の費用となっております。

次に、13ページにまいりまして、2、営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費154万4,000円でございますが、こちらは企業債利息と借入金利息でございます。

次に、3、予備費でございますが、500万円を予定しております。

次に、14ページにまいりまして、資本的収入及び支出の収入でございます。

1、資本的収入、本年度予定額1億5,742万円で、前年度と比較いたしまして3,220万円の減少となっております。

初めに、関係市負担金の負担区分による負担金1,423万4,000円でございますが、こちらは消火栓の設置費用について、桶川市及び北本市よりご負担いただいているものでございます。

次に、補助金の県補助金1,840万円でございますが、こちらは社会資本整備総合交付金でございまして、埼玉県から交付されているものでございます。

次に、工事負担金8,974万円でございますが、こちらは受託工事による配水管布設工事等の負担金収入でございまして、主に区画整理事業に伴う配水管布設替え工事の負担金でございます。

次に、分担金3,504万6,000円でございますが、こちらは分担金収入の30%となっております。

次に、15ページにまいりまして、支出でございますが、1、資本的支出、本年度予定額12億7,527万7,000円で、前年度と比較いたしまして9,598万2,000円の減少となっております。

初めに、1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費6億3,094万6,000円でございますが、こちらは石綿セメント管の布設替え工事費でございまして、施設課職員3名の給与費も含んだものとなっております。

一番下の配水設備費 5 億3,323万6,000円でございますが、こちらは配水管布設工事で14件を予定しております。

次に、16ページにまいりまして、2、配水設備費4,875万2,000円でございますが、こちらは配水管の新規布設工事費用で3件を予定しております。

次に、3、配水支管整備費 1 億299万3,000円でございますが、こちらは口径50ミリの配水支管の布設工事を6件予定しております。

次に、4、工事請負費 1 億2,082万4,000円でございますが、こちらは委託による配水管等の布設工事費でございますが、主に区画整理事業に伴う配水管の布設替え工事を4件予定しております。

次に、5、原浄水設備改良費 2 億6,995万8,000円でございますが、こちらは浄配水場の改良工事等の費用といたしまして、浄水場電気設備更新工事と浄水場擁壁築造工事等を予定しております。

次に、6、配水設備改良費4,866万4,000円でございますが、こちらは主に道路改良に伴う配水管布設工事等を予定しております。

次に、7、事務費1,760万6,000円でございますが、こちらは建設改良に要する事務費でございますが、施設課職員2名の給与費を含んだものとなっております。

次に、17ページにまいりまして、8、営業設備費1,044万4,000円でございますが、水道メーターの購入費用と備品等の購入費用でございます。主なところで、人事情報給与システム機器の更新と無線機の更新を予定しております。

最後に、2、企業債償還金の1、企業債償還金2,509万円でございますが、こちらは企業債の元金償還金でございます。財務省財政融資資金と地方公共団体金融機構に元金を返済するものでございます。

また予算書のほうに戻っていただきまして、予算書の8ページをご覧いただきたいと思っております。

予算書8ページから9ページにかけましては、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

一会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表したものとなっております。

一番下にございます資金の期首残高、期末残高は、令和6年度と令和7年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。

続きまして、10ページは給与費明細書でございます。

こちらの括弧書きは再任用短時間勤務職員の外書きで、令和7年度は1名を予定しております。一般職の職員は44名で、1名の増でございます。

前年度と比較いたしまして、給料は467万4,000円の増、手当は328万4,000円の減、法定福利費は6万6,000円の減でございます。合計で132万4,000円の増加となっております。

下の表は、手当の内訳ごとの増減を表したものとなっております。

次に、11ページは、2、給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の467万4,000円の増でございますが、給与改定に伴う増減分、昇給に伴う増加分、その他の増減分についてそれぞれ記載されております。

また、手当につきましても、制度改正に伴う増減分とその他の増減分とそれぞれ記載をされております。

次に、12ページにまいりまして、こちらから15ページまでは給料及び手当の状況が記載されております。

12ページは、(1)職員1人当たり給与、(2)初任給でございます。13ページは、(3)級別職員数、14ページは、(4)昇給、(5)特殊勤務手当、15ページは、(6)期末手当・勤勉手当、(7)定年退職及び勸奨退職に係る退職手当、(8)その他の手当についてそれぞれ記載されております。

次に、16ページにまいりまして、こちらは継続費に関する調書でございます。川田谷浄水場の電気設備更新工事と監理委託の令和5年度から令和7年度までの年割額等を定めたものでございます。

次に、17ページにまいりまして、こちらは債務負担行為に関する調書でございます。業務委託6件と物品購入1件の限度額と、当該年度以降の支払義務発生予定額とその財源について定めたものでございます。

次に、18ページから20ページにかけましては、令和7年度の予定貸借対照表でございますが、こちらは令和8年3月31日現在の財政状況を表しているものでございます。

19ページの一番上でございます2、流動資産の(1)現金預金の16億5,598万9,000円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と一致したのようになっております。

20ページでございます資本の部、7、剰余金の(2)利益剰余金のロ、当年度未処分利益剰余金を1億3,772万9,000円と予定したところでございます。

次に、21ページにまいりまして、令和6年度の予定損益計算書でございます。こちらは経営成績の予定を表したものでございます。令和6年度の純利益は、21ページにございます下から4行目になりますが、1億667万6,000円を予定したところでございます。

次に、22ページから24ページにかけましては、令和6年度の予定貸借対照表でございます。令和7年3月31日現在の財政状況を表したものでございます。

23ページの一番上にございます2、流動資産の(1)現金預金の26億3,462万9,000円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期首残高と一致したものとなっております。

24ページの下から5行目にございます当年度未処分利益剰余金を3億2,226万1,000円と見込んだものでございます。

次に、25ページから26ページにかけましては注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用いたしました会計処理の基準及び手続を注記として開示したのとなっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(大嶋達巳君) ここで暫時休憩いたします。

再開は午前10時5分といたします。

(午前 9時51分)

○議長(大嶋達巳君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前10時05分)

△一般質問

○議長(大嶋達巳君) 日程第6、一般質問を行います。

◇ 砂川和也君

○議長(大嶋達巳君) 通告順に従い、砂川和也議員の質問を許可いたします。

砂川和也議員。

○4番(砂川和也君) 議席番号4番、砂川和也、通告に従いまして一般質問を行います。

これまで、議会の中で安心・安全な持続可能な水道供給に向けて、施設や設備、管路等の老朽化対策、また県営水道の料金改定による影響などを題材に一般質問をさせていただきます。

した。そして、質問に対して誠実な答弁を行っていただいたと思っております。今回も、誠実な答弁をよろしくお願いいたします。

現在、埼玉県八潮市では、下水道の老朽化による道路の陥没が発生し、現場を中心に様々な影響が広がっております。搜索の進展、また一日も早い復旧を心より願っております。

当企業団においても、この老朽化の課題を抱える中で、次の3つの質問をさせていただきます。

質問事項、安心・安全で持続可能な水道供給に向けて。

質問要旨1、国は、上水道の耐震化の現状を調査し、国土強靱化のため5か年対策目標を示しております。昨年の能登半島地震を教訓として、本企業団の基幹管路の耐震化率、浄水場の耐震化率の現状と国の示す目標値との比較を伺います。

質問要旨2、インフラの耐震整備について、本企業団では耐震化対策として何年くらいの予定で、どれくらいの強度を予定するのか、方針を伺います。

質問要旨3、人体に影響を及ぼすと言われているPFASについて、本企業団の検査方法、過去3年の検査状況とその見解を伺います。また、この件の問合せ状況と対応を伺います。

以上3つの質問となります。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶋達巳君） 砂川和也議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 要旨1についてお答えします。

最初に、議長に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大嶋達巳君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○総務課長（山本 隆君） ただいまお配りしました資料は、浄水場の耐震化率と基幹管路の耐震適合率について、算出基礎、国土強靱化計画の目標値、桶川北本水道企業団の耐震化率及び全国平均値を示したものでございます。

数値を申し上げますと、浄水場の耐震化率は、国土強靱化計画の目標値で令和7年度末41%に対し、当企業団は令和5年度末で62.1%、基幹管路の耐震適合率は、国土強靱化計画の目標値では令和10年度末60%に対し、当企業団は令和5年度末で48.9%となっております。

次に、要旨2についてお答えします。

浄水場においては、各浄水場の老朽化に伴う更新工事を実施することで、浄水場の耐震化

率を向上させることを考えております。各浄水場の更新工事は、今後おおむね40年間で進めていく予定で、この計画については、現在水道事業基本計画等改定業務委託の中で検討を進めております。また、これに先立つ工事となる川田谷浄水場電気設備更新工事は、令和7年度に完成予定でございます。

また、管路におきましては、石綿セメント管更新事業において、石綿セメント管を耐震管に更新することで、管路の耐震化率を向上させております。

なお、石綿セメント管更新事業は、令和12年度までとなっておりますが、その後も重要な管路から順次老朽管の更新を進めていくこととなります。更新事業には多額の費用を要するものですので、管路につきましても、更新計画は水道事業基本計画等改定業務委託の中で検討を進めていきたいと考えております。

なお、強度につきましては、公益社団法人日本水道協会が発行しております水道施設耐震工法指針・解説の耐震設計の基本方針の中で、設計地震動のレベル及び施設の重要度に応じて、必要とされる要求性能が定められており、浄水場及び管路ともに、これに準じて設計を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） 質問事項1、要旨3についてお答えします。

P F A Sという有機フッ素化合物の中で、人体へ影響を及ぼす可能性があるとしてされているP F O S・P F O Aの検査につきましては、水質基準項目を補完する項目である水質管理目標設定項目の中で、令和3年度から年1回の検査を各浄配水場の給水系統ごとの給水栓にて、水道法第20条で国の登録を受けた事業者へ委託し実施しております。

令和3年度から令和6年度の検査結果につきましては、いずれの測定箇所におきましても、国が定めている暫定目標値を下回る結果となっております。

また、この件の問合せ状況と対応につきましては、昨年6月のNHKの番組放送後から今年の1月までに8件の問合せがございました。内容としましては、検査の実施状況の問合せでしたので、当企業団では定期的に検査を実施し、国が定めている暫定目標値を下回っていることを確認していますため、安心してくださいとお伝えし、対応してまいりました。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 2回目の質問を許可いたします。

砂川和也議員。

○4番（砂川和也君） ご答弁並びに資料のご提出、ありがとうございました。

答弁を受けて、2つの再質問をさせていただきます。

まず、資料を見させていただきましたが、耐震管の強度は旧基準による耐震適合を示しておるものであって、これからは旧基準に適合するだけでは物足りないと思っております。中丸も、川田谷浄水場も、こちらの2つの施設を中心に、2022年改定された要求レベルに合わせて検討を行っていただき、安心・安全で持続可能な水道供給に向けて耐震化を進めるよう、強く要望いたします。

また、令和8年度完成に向けて検討を進めている、その水道企業団基本計画は、新たな基準での耐震性能、人口減少による影響、県水の料金改定後の企業団の料金見直しなど、様々な変革の時代において、桶川北本水道企業団の重要な基本計画になると思っております。

そこで伺います。

1点目、今後15年間を示す重要な基本計画改定を進める中で、どのような目標や指針を基に改定を行うのか。また、前回の答弁で、県営水道の料金改定を考慮し、財政計画を見直すとなりましたが、料金改定を含む財政計画を反映した基本計画になるのか、伺います。

2点目、PFASについて、年1回の定期的な検査では目標を下回るということで安心はしましたが、もし万が一、数値を超えるようなことがあった場合は、どのような対応を考えているのか、伺います。

以上2点となります。誠実な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大嶋達巳君） 砂川和也議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 水道事業基本計画等改定業務委託の目標や指針についてお答えいたします。

水道事業基本計画の基本方針は、市民から信頼され続ける水道であり、安全供給できる水道、非常時にも強靱な水道、効率的な事業運営と持続できる水道を基本目標と位置づけ、事業に取り組みます。

現在、目標を達成するための基本施策と目標値として設定する指標について検討を行っております。能登半島地震による水道の長期間断水が連日報道され、水道に不安を感じた方も多いため、特に非常時にも強靱な水道については、国土強靱化計画の目標値等を参酌し、指標を充実させ、施策の推進を図りたいと考えております。

また、水道事業基本計画等改定に当たりましては、県営水道の料金改定を考慮した財政計画が反映されることとなります。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 浄水課長。

○副参事兼浄水課長（内田賢一君） PFOS・PFOAの値が超過した場合についての対応についてお答えします。

給水栓での定期的な検査にて、PFOS・PFOAの値が超過した場合は、直ちに原因調査のため臨時の検査を実施します。臨時の水質検査において、井戸での検査値が超過した場合は、井戸の運用を停止する対応策を考えています。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、砂川和也議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

△第1号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第2号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第2号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第2号議案 桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第3号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第3号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第3号議案 桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第4号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第4号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第4号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第5号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

高橋誠議員。

○2番（高橋 誠君） 質問させていただきます。

補正予算書（第2号）の3ページ、第4条で江川調節池整備に伴う配水管布設工事の1,808万5,000円の減額の要因についてお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（大嶋達巳君） 高橋誠議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 補正予算書（第2号）、3ページ、第4条で江川調節池整備に伴う配水管布設工事の1,808万5,000円の減額の要因についてお答えします。

設計額と契約額の差額分でございます。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 2回目の質疑を許可いたします。

高橋誠議員。

○2番（高橋 誠君） 設計額と契約額の差額分とのことですが、なぜこれ、8月において補正を行わなかったのか、ご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（大嶋達巳君） 高橋誠議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 8月議会で補正をしなかった理由についてお答えします。

契約は令和6年3月でした。8月の令和6年第2回定例会の時点においては、橋梁添架部分が未着工だったこともあり、増額の設計変更の可能性があったため、補正減を行いませんでした。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、高橋誠議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 次に、第6号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

高橋誠議員。

○2番（高橋 誠君） それでは、質問させていただきます。

予算内訳書の5ページ、配水及び給水費における委託料、漏水調査業務委託の増額、また

修繕費における配給水管漏水修理が前年度と同規模となっていますが、この設定についてお伺いをいたします。

○議長（大嶋達巳君） 高橋誠議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 予算内訳書5ページ、配水及び給水費、委託料の増加及び修繕費の前年度比較で同規模になっていることについてお答えします。

委託料につきましては、漏水調査業務委託の中に、夜間に発生した漏水の現場確認及び安全確保の業務を追加したため、増額となっています。

また、修繕費、配給水管漏水修理につきましては、発生件数を過去5年の平均とし、修理費1か所当たりの単価については、令和6年度の実績値の5%増しで算出していることにより、ほぼ同額となっています。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 2回目の質疑を許可します。

高橋誠議員。

○2番（高橋 誠君） もし、予想しない大規模な漏水が発生した場合、この対応の要領、またこの対応における予算の措置はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（大嶋達巳君） 高橋誠議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（小菅 勉君） 予想しない大規模な漏水が発生した場合の対応についてお答えします。

予想しない大規模な漏水が発生した場合においては、現在、施設課職員が14名おりますので、断水のためのバルブ操作や通水時の配水作業は、施設課職員で対処可能と考えております。また、それに伴う問合せや苦情対応については、他部署の協力をお願いすることになると考えます。

また、修理材料が不足した場合などは、近隣事業体に協力を仰ぐ場合もあろうかと考えます。

それに伴い、修繕費が不足した場合においては、予算書19ページ、令和7年度桶川北本水道企業団水道事業予定貸借対照表、負債の部、3固定負債、（2）引当金、イに修繕引当金

が5,000万円ございますので、これを取り崩すことになります。

以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、高橋誠議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大嶋達巳君） 日程第8、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。

議提第1号議案 桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

砂川和也議員。

○4番（砂川和也君） 議提第1号議案 桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

桶川北本水道企業団議会会議規則第14条の規定により、桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年2月12日提出。

提出者、桶川北本水道企業団議会議員、砂川和也。

賛成者、桶川北本水道企業団議会議員、島野和夫。

賛成者、桶川北本水道企業団議会議員、岩崎隆志。

賛成者、桶川北本水道企業団議会議員、高橋誠。

桶川北本水道企業団議会議長、大嶋達巳様。

それでは、提案理由を申し上げます。

刑法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、第53条、第54条及び第55条中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

内容は以上でございます。

○議長（大嶋達巳君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。議提第1号議案については、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認め、これより議提第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大嶋達巳君） 起立全員であります。

よって、議提第1号議案 桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（大嶋達巳君） 日程第9、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題いたします。

議会運営委員会委員長から、所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大嶋達巳君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（大嶋達巳君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 大 嶋 達 巳

署 名 議 員 高 橋 誠

署 名 議 員 榑 萌 美

参 考 资 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	2月12日	原案可決
2	桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	2月12日	原案可決
3	桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	2月12日	原案可決
4	桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について	2月12日	原案可決
5	令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について	2月12日	原案可決
6	令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について	2月12日	原案可決

議員提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
議 提 第 1 号	桶川北本水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	2月12日	原案可決